

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内

(別紙)

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- 総合支援資金の再貸付が借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下の●の全てを満たしている場合

※ 収入と資産の要件は、同封の「要件チェックシート」にて確認ください。

- 収入(世帯全員の合計額)が、世帯人数による収入上限額を超えないこと。
(収入とは、給与収入(総支給額)、事業収入、児童手当、児童扶養手当、年金、失業保険、仕送り等のことをいいます。)

- 資産(世帯全員の合計額)が、世帯人数による資産上限額を超えないこと。

(世帯人数ごとの収入上限額(月額)および資産上限額：彦根市)

世帯人数	収入上限額 (月額)	資産上限額	世帯人数	収入上限額 (月額)	資産上限額
単身世帯	113,000 円	468,000 円	5人世帯	255,000 円	1,000,000 円
2人世帯	157,000 円	690,000 円	6人世帯	291,000 円	1,000,000 円
3人世帯	186,000 円	846,000 円	7人世帯	330,000 円	1,000,000 円
4人世帯	221,000 円	1,000,000 円	8人世帯	363,000 円	1,000,000 円

- 今後の生活の自立に向けて、次の◆のいずれかの活動を行うこと。
 - ◆ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
※公共職業安定所に求職の申込みをし、次の①②③全ての求職活動が必要です。
 - ① 月1回以上、自立相談支援機関(彦根市社会福祉課)の面接等の支援を受ける。
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。
 - ◆ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の活用を検討すること。

2 支給額・支給期間

月額の支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：最大3か月間(1か月ごとに支給)

※ 支給期間中、1か月ごとに、求職要件等の報告が必要です。

※ 1か月ごとに報告いただけない場合、支給ができません。

3 支給のための手続き

申請受付は令和3年7月5日(月)～令和3年8月31日(火)です。

※ 郵送の場合、消印有効。

- ◆ 彦根市社会福祉課への申請が必要です。申請方法は、郵送にて提出ください。
(窓口でも受付を行いますが、混雑時、お待ちいただくことが想定されますのでご理解をお願いします。)
- ◆ 申請に必要な書類は、同封の「必要書類一覧」を確認ください。

4 支給の流れ

申請書の提出から支給までの流れは次のとおりです。

(例) 7・8・9月分を支給決定とした場合。

※申請状況や提出書類に不備がある場合はこの限りではありません。

申請書の提出



※ 同封の「必要書類一覧」を確認し提出してください。

審査後、支給決定もしくは不支給決定通知の発送



※ 2・3回目の支給に必要な書類を同封します。

1回目の支給(指定口座へ振込)



※ 申請書受付後、2～3週間。

求職要件等の報告



※ 必ず月末までに提出してください。
※ 提出がない場合、2回目の支給ができません。

支給要件等確認後、2回目支給(指定口座へ振込)



※ 求職要件等の報告書受付後、2～3週間。

求職要件等の報告



※ 必ず月末までに提出してください。
※ 提出がない場合、3回目の支給ができません。

支給要件等確認後、3回目支給(指定口座へ振込)



※ 求職要件等の報告書受付後、2～3週間。

求職要件等の報告

※ 3回目支給済みですが、提出いただく必要があります。

5 お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関するお問合せ先

彦根市社会福祉課(自立支援金専用)

☎0749-30-9171

彦根市社会福祉課(自立支援係)

☎0749-23-9590

(住所) 〒522-0041 彦根市平田町 670 番地

[受付時間] 平日 8時30分～17時15分